

子どもの貧困対策推進計画 ～素案～

基本理念

すべての子どもたちが、そのおかれた環境に左右されることなく、夢や希望をもって成長し、「千葉で生まれ育ってよかった」と思える社会の実現を目指します。

そのために、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要があり、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、学校や地域がそれぞれの立場で責任を自覚し、相互に連携することにより、社会全体で子どもの成長を支える社会づくりを進めていきます。

5つの重点的支援施策

子どもの貧困対策を総合的に推進するため、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援及び支援につなぐ体制整備の5つの施策に重点的に取り組みます。

分野横断的な基本方針

- 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援
- ・貧困は、親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期など早い段階から雪だるま式に積み重なっていくという認識のもと、早期に課題を把握し、適切な支援へつないでいく必要があります。
- ・支援に当たっては、乳幼児期から義務教育、高校教育段階へと、子どものライフステージに応じ、切れ目なく継続していく必要があり、また、母子保健サービスや保育施設、学校、地域の民間団体など、様々な主体による様々な支援が有機的に連携していく必要があります。そのために必要な情報共有のあり方についても検討していきます。
- ・多くの民間団体が、居場所や食の支援など、地域で子ども・家庭を支えている現状を認識し、その取組への支援のあり方を検討する必要があります。

支援が届かない、又は届きにくい子ども・家庭への支援

- ・ 貧困の状況にあっても、声を上げられない子どもたちに早期に気づき、支援につなげる必要があります。アウトリーチの充実も必要です。
- ・ 必要な支援制度を知らない、手続きがわからないなど、支援に関する情報にアクセスできない家庭に対して、積極的に情報提供を行うことが必要です。また、保護者だけでなく子どもに対しても、高等教育の就学支援制度など、将来を切り開いていくために必要な支援制度について、早期に情報提供していくことで、子ども自身が夢に向かって学び、挑戦する意欲を失わないようにしていく必要があります。
- ・ 全ての子どもが通う学校や、放課後児童クラブ、放課後子供教室などにおいては、貧困の状況にある子どもたちの状況等の様々な情報が得やすく、そこから支援につなげるためには、学校と地域をつなぐスクールソーシャルワーカーの役割が重要です。
- ・ 親の健康状態の悪化や子どもや親の障害、外国籍であるなどにより日本語が不自由であること、困窮度が高いふたり親世帯など、困窮層は多様であることに留意する必要があります。

地方公共団体による取組の充実

- ・ 生まれた地域によって子どもの将来が異なることのないよう、市町村による子どもの貧困対策についての計画の策定を促し、地域の実情を踏まえた取組を進めていきます。
- ・ 支援のために必要な資源や事業が十分でない地域や、市町村の境目に住む子ども達の支援について、地域をまたいだ支援を実現させるなど、県には広域的な調整が求められています。

分野ごとの基本方針

1 教育の支援

すべての子どもに教育の機会均等が確保され、質の高い教育が受けられる環境を整備することは、子どもたちの希望に沿った多様な職業の選択、進学率の上昇や所得の増大につながり、貧困の連鎖を断ち切るという観点からも非常に重要です。また、本県の未来の担い手の育成という観点からも教育の充実を図る必要があります。

< 施策の方向性 >

- ・子どもの健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与える幼児教育・保育の質の向上が必要です。
- ・学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けて、スクールソーシャルワーカー、地域で支援に携わる人材やNPO等民間団体等が中核となって、放課後児童クラブや放課後子供教室、地域福祉との様々な連携を生み出すことで、困難な状況にある子どもたちを早期に把握、支援につなげていく必要があります。
- ・この際、学校の中で教員等の学校関係者が支援を行うのか、学校という場所を使って地域の支援者が支援を行うのか、学校とつながりながら学校の外で支援を行うのか、地域の実情に応じて「プラットフォーム」のあり方は多様であることに留意する必要があります。
- ・子どもたちを支援につなげていくために、学校関係者など子どもをとりまく関係者が、生活困窮者自立支援制度など、支援に関する情報を認識しておくことも必要です。
- ・将来の貧困を予防する観点から、高校中退を防止するための支援や中退後の継続的なサポートが必要です。

(1) 学校を核とした子どもへの支援

すべての子どもたちの学力向上を目指し、子どもたちの主体的な学びを支える取組の充実を図るとともに、子どもたち一人一人の個性や能力に対応した丁寧な指導を行う。

〔ちばっ子「学力向上」総合プラン〕（学習指導課）

支援を必要とする児童生徒に対し、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門性を有する人材を配置し、子どもやその保護者への支援の充実を図る。また、いじめや不登校、高校中退等の問題解決のため、関係部局機関、民間支援団体等と連携した取組みの充実を図る。

〔スクールソーシャルワーカーの配置〕（児童生徒課）

〔スクールカウンセラーの配置〕（児童生徒課）

〔教育相談に関する教員の資質向上を図る研修の実施〕（児童生徒課）

放課後や週末に、小学校の余裕教室などを活用し、安全で安心して活動できる居場所を設け、子どもへの学習支援や体験活動、地域の住民との交流活動などを実施する。また、学習が遅れがちな中学生等を対象に、地域住民等の協力により学習支援を実施する。

〔地域とともに歩む学校づくり推進支援事業（地域未来塾）〕（生涯学習課）

〔放課後子供教室推進事業〕（生涯学習課）

特別活動を要しつつ、全ての教育活動を通じて、家庭や地域、産業界との連携のもと、働くことの意義や尊さ、学校における学びと自らの将来との関連などを考えさせる系統的なキャリア教育を推進する。また、子供に目標をもたせるとともに、コミュニケーション能力、自ら判断し行動する力など社会人としての基礎的・基本的な能力を育てる。

〔キャリア教育推進事業〕（学習指導課）

学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等、個々の状況に応じて、相談活動を通して支援・援助を行う。

〔子どもと親のサポートセンター教育相談事業〕（児童生徒課）

(2) 就学支援の充実

生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援の充実を図る。

〔生活困窮者自立支援制度による子どもの学習・生活支援事業〕（健康福祉指導課）

ひとり親家庭の子どもに対して、放課後児童クラブ等の終了後に、児童館や公民館等において、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援等を行うことにより、子どもの学ぶ機会を提供し、ひとり親家庭の子どもたちの生活の向上を図る。

〔子どもの生活・学習支援事業〕（児童家庭課）

意欲と能力のある生徒・学生が、経済状況に関わらず安心して学べるよう、高等学校、大学等に入学及び就学する資金を必要とする場合、生活福祉資金の就学支度費及び教育支援費の貸付を実施する。

〔生活福祉資金貸付制度（就学支援費）〕（健康福祉指導課）

〔生活福祉資金貸付制度（教育支援費）〕（健康福祉指導課）

貧困の状態にある子どもの就学に係る経済的負担を軽減するため、生活保護を受けている世帯の子どもに対する、小学校及び中学校での教材費やクラブ活動費、給食費等の支給、高等学校等に進学する際の入学料、入学考査料や就学中の授業料、教材費や部活動費用の支給、大学進学等を支援するための一時金の支給、居住する市町村において就学援助制度による就学援助を行うなど、低所得世帯への支援を実施する。

〔生活保護法による教育・生業扶助・進学準備給付金〕（健康福祉指導課）

〔小・中学生の就学援助制度（学用品費等）〕（財務課）

〔小・中学生の就学援助制度（学校給食費・医療費）〕（学校安全保健課）

特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図る。

〔特別支援教育就学奨励費〕（財務課）

経済的な理由により、公立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、奨学のための給付金の支給及び奨学金の貸付け、就学支援金（授業料の減免）による支援を実施する。

〔奨学のための給付金〕（財務課）

〔千葉県奨学資金の貸付け制度〕（財務課）

〔高等学校等就学支援金〕（財務課）

〔高等学校等授業料減免制度〕（財務課）

経済的な理由により、定時制課程（三部制の場合は夜間部）のある県立高等学校での就学が困難な高校生等に対し、夕食費の一部を補助する。

〔夜間定時制高等学校夕食費補助事業〕（学校安全保健課）

経済的な理由により、私立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、授業料等の減免や給付金の支給を行う。

〔私立高等学校等授業料減免事業〕（学事課）

〔私立高等学校入学金軽減事業〕（学事課）

〔私立高等学校等奨学のための給付金事業〕（学事課）

〔私立高等学校等就学支援金〕（学事課）

修学にあたり資金が必要なひとり親家庭等の子どもに対して、修学資金等の貸付けを実施する。

〔母子父子寡婦福祉資金の貸付〕（児童家庭課）

○子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育所・認定こども園・幼稚園等の利用料に対し補助を行う。

〔幼児教育・保育の無償化〕（学事課）(子育て支援課)

(3) 大学等進学・高等学校中退の子どもに対する支援

【再】 意欲と能力のある生徒・学生が、経済状況に関わらず安心して学べるよう、高等学校、大学等に入学及び就学する資金を必要とする場合、生活福祉資金の就学支度費及び教育支援費の貸付を実施する。

〔生活福祉資金貸付制度（就学支援費）〕 （健康福祉指導課）

〔生活福祉資金貸付制度（教育支援費）〕 （健康福祉指導課）

【再】 修学にあたり資金が必要なひとり親家庭等の子どもに対して、修学資金等の貸付けを実施する。

〔母子父子寡婦福祉資金の貸付〕 （児童家庭課）

就職先が決まらないまま高等学校を卒業した若者や高等学校中退者等に対して、個別相談やセミナー等を実施し、職業的自立に向けた支援を行うことにより、早期の自立・進路決定を図る。

〔地域若者サポートステーション事業〕 （雇用労働課）

高等学校等を途中で退学した子どもが、再度、高等学校等に入学して学び直しをする機会が確保されるよう、私立を含めた定時制高校・通信制高校に関する情報提供の充実を図り、併せて、授業料相当額の経済的支援を実施する。

〔公立高等学校学び直し支援金制度〕 （財務課）

〔私立高等学校等学び直し支援金〕 （学事課）

2 生活の安定に資するための支援

貧困状態にある子どもたちやその親が、日常生活において心理的、社会的に孤立し、より一層困難な状況に陥ることのないよう、地域において、必要な助言や支援等を受けることのできる相談支援等に係る体制の整備や充実が重要です。

また、健やかな育成、安定した生活の確保や自立の促進のため、親の就労環境の整備や、子どもの就労、食・住生活への支援、更には親のもとで生活ができない子どもたちを社会的に養育し自立させることが必要です。

< 施策の方向性 >

- ・ 貧困や、予期しない妊娠など、困難を抱える女性に対して、妊娠・出産期から相談に乗るための体制づくりを進めるとともに、妊娠の届出や子育て包括支援センターでの面談等を通じて早期に課題を把握し、早い段階から社会的孤立を防ぐための支援が必要です。
- ・ 貧困の早期発見のために、乳幼児期において貧困の端緒をみつけ、支援につなげる方策を検討する必要があります。
- ・ 生活保護を受給していない困窮家庭があり、そのような家庭を把握し支援につなぐ必要があります。
- ・ 経済的理由で十分な食事がとれない家庭があり、食の支援が必要です。
- ・ 家庭にも学校にも安心できる居場所がないと感じている子どもがいることから、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりが必要です。
- ・ 困窮家庭にとって住居費の負担が大きいことから、住宅に関する支援が必要です。
- ・ 家庭で適切な養育が受けられない子どもたちは、里親等の家庭的な環境で養育を行うとともに、社会人として自立するための支援を充実させる必要があります。

(1) 保護者への生活支援

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において、包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関に結びつける。

〔生活困窮者自立支援制度による自立相談支援事業〕 (健康福祉指導課)

中核地域生活支援センターが提供する福祉の総合相談につながった「家族の悩み」について、相談者のニーズだけでなく、家族のニーズも視野に入れた支援を実践する。

〔中核地域生活支援センターの設置(県内13箇所)〕 (健康福祉指導課)

民生委員・児童委員に対し、子どもや子育て家庭に関する諸課題についての理解を深めるための研修を実施し、子育て家庭に対する相談や助言、情報の提供等の援助活動の充実強化を図る。

〔民生委員・児童委員制度〕 (健康福祉指導課)(児童家庭課)

働きながら子育てをしている保護者が、安心して働き続けることができ、子どもが遊びや生活を通じて、すこやかに成長・発達できる場として、放課後児童クラブの設置や運営、その経費に対する補助を行う。

〔放課後児童クラブの設置・運営に対する支援〕 (子育て支援課)

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、乳児の健全な育成環境の確保を図る。また、子育てに対する不安や孤立感など様々な原因で養育支援が必要な家庭に対して、家庭を訪問し、専門的な相談支援や援助などを行う。

〔乳児家庭全戸訪問事業〕 (児童家庭課)

〔養育支援訪問事業〕 (児童家庭課)

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のために、その生活を支援する。

〔母子生活支援施設〕 (児童家庭課)

母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供する子育て世代包括支援センターの設置・運営を支援し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実を図る。

〔子育て世代包括支援センターの設置支援事業〕（児童家庭課）

安心して安全な妊娠や出産、育児のために市町村が実施する両親学級や健康診査等母子保健サービスの更なる充実を図る。

〔母子保健事業による支援〕（児童家庭課）

ひとり親家庭の父母の家事や育児等の生活一般に関する相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援施策の情報提供の実施や、ひとり親家庭同士の交流を図るための場を設けること等により、ひとり親家庭の生活の向上を図る。

また、ひとり親家庭等の相談支援体制を充実させるため、母子・父子自立支援員などの相談支援に携わる職員への研修を実施する。

〔ひとり親家庭等生活向上事業〕（児童家庭課）

〔母子・父子自立支援員に対する研修の実施〕（児童家庭課）

子どもやその家庭、地域住民等からの相談に応じ、必要な助言や指導を行う児童福祉施設である「児童家庭支援センター」の設置を促進する。また、児童家庭支援センターの専門性の向上を図り、児童相談所や市町村等と連携し、子どもやその家庭に対して専門的な相談、援助ができるよう支援する。

〔児童家庭支援センター〕（児童家庭課）

予期しない妊娠など、さまざまな事業から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性等からのＳＯＳに対し、電話やメールでの相談を受けるとともに、必要に応じて医療機関や子育て世代包括支援センターなどの支援機関へ同行するなど、支援を行います。

〔妊娠ＳＯＳ相談事業〕（児童家庭課）

子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、子どもの疾病に係る医療費について、市町村が行う医療費助成に要する経費に助成する。

〔子ども医療費助成事業〕（児童家庭課）

保育現場においてリーダー的役割を担う保育士等に対し、子どもの貧困に対する気づきと対応等について研修を行う。

〔保育士等キャリアアップ研修事業〕（子育て支援課）

（２）子どもの生活や就労への支援

子どもの心と身体の健やかな発育や発達を支援するため、乳幼児の健康診査により、子どもの健康上の問題を早期に発見し、早期の療育に繋げる機能を充実させる。

また、子供の発達段階に応じた生活習慣やしつけなどに関する様々な情報を掲載したウェブサイトの充実により、各家庭の親力向上を図る。

〔乳幼児の健康診査〕（児童家庭課）

〔親力アップいきいき子育て広場〕（生涯学習課）

【再】 放課後や週末に、小学校の余裕教室などを活用し、安全で安心して活動できる居場所を設け、子どもへの学習支援や体験活動、地域の住民との交流活動などを実施する。

〔放課後子供教室推進事業〕（生涯学習課）

ひきこもりに関する相談窓口として、「ひきこもり地域支援センター」において、本人及び家族等からの電話相談に応じるとともに、希望者に対し、面接による相談やアウトリーチ（訪問支援）を実施する。

〔ひきこもり地域支援センター〕（障害者福祉推進課）

ニート・ひきこもり・不登校など社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者（概ね 39 歳まで）や、その保護者等がまず最初に相談できる窓口として、電話相談、面接相談等を行い、子ども・若者が新たな一歩を踏み出せるよう、必要な情報の提供や助言、適切な支援機関等の紹介を行う。

〔千葉県子ども・若者総合相談センター（ライトハウスちば）〕（県民生活・文化課）

【再】 就職先が決まらないまま高等学校を卒業した若者や高等学校中退者等に対して、個別相談やセミナー等を実施し、職業的自立に向けた支援を行うことにより、早期の自立・進路決定を図る。

〔地域若者サポートステーション事業〕（雇用労働課）

【再】 子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、子どもの疾病に係る医療費について、市町村が行う医療費助成に要する経費に助成する。

〔子ども医療費助成事業〕（児童家庭課）

（３）里親や児童養護施設等の子どもへの支援

様々な理由により、家庭で保護者等と一緒に生活できない子どもたちが、家庭と同様の環境で養育されるように、里親やファミリーホームへの委託を推進し、里親の新規開拓、資質向上、養育支援を行う。

また、児童養護施設や乳児院等の施設についても、できる限り家庭に近い環境を実現し、子どもたちにより専門的な支援ができるように、施設の整備や人材の確保・育成を支援するなど、機能強化を図る。

〔里親等への委託の推進〕（児童家庭課）

〔児童養護施設、乳児院等の機能強化〕（児童家庭課）

児童相談所の管轄区域の見直しや新たな児童相談所の設置について、具体的な検討を進める。

また、児童福祉司や児童心理司等の専門職の増員を行うとともに、研修を充実、強化し、人材の確保・育成を図る。

〔児童相談所の体制・機能強化〕（児童家庭課）

里親や児童福祉施設等の子どもの多くは、社会人として自立する際に、精神的にも経済的にも保護者の支援を受けられないことが多いことから、自立に必要な生活基盤を築くための生活支援や就労支援を行うなど、アフターケアの取組を推進する。

〔社会的養護自立支援事業〕（児童家庭課）

里親や施設から自立した子どもなどに対し、家賃や生活費、資格取得に必要な費用の貸付を行う。

〔児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業〕（児童家庭課）

(4) その他の生活の支援

離職等により住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者に住居確保給付金を支給する。

〔生活困窮者自立支援制度による住居確保給付金〕 (健康福祉指導課)

母子世帯、父子世帯及び子育て世帯について、公営住宅に係る優先入居を行うとともに、必要な場合に家賃減免を行う。

〔県営住宅へ入居する際の優遇措置〕 (住宅課)

民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供を行い、居住の安定を支援する。

〔住宅セーフティネット制度・あんしん賃貸支援事業〕 (住宅課)

生活保護世帯の支援に当たる職員や、生活困窮者自立支援制度における相談員等、民生委員・児童委員の資質の向上のための研修を実施する。

〔生活保護法・生活困窮者自立支援制度を実施する職員・相談員等に対する研修の実施〕

(健康福祉指導課)

〔民生委員・児童委員に対する研修の実施〕 (健康福祉指導課)(児童家庭課)

3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

親が働いて収入を得ることは、生活の安定を図る上で重要であることに加え、その働く姿に子どもたちが接することにより、将来の就労への意欲や、自立心の助長等を育み、貧困の連鎖の防止に当たり大きな教育的意義があります。一方で、親自身の状況やその置かれている環境により、就労の機会や十分な就労収入が得られないことも多く、その状況等に応じた支援の充実が必要です。

< 施策の方向性 >

- ・ 貧困家庭においては、保護者が非正規雇用であったり、早朝・深夜勤務の状態である割合が高い状況を踏まえ、単に職を得るにとどまらず、所得の増大など、職業生活の安定と向上に加え、保護者が早朝・深夜の勤務をしても、その家庭を支え、子どもが健やかに成長できる体制の整備が必要です。
- ・ その際、ひとり親世帯のみならず困窮度が高いふたり親世帯への支援や、すぐに本格就労が難しい場合の中間的就労支援など、保護者の状況に応じたきめ細かい支援が必要です。

(1) 保護者の就労への支援

生活困窮者や生活保護を受けている者に対し、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施する。

安定した職業に就いたことにより生活保護を必要としなくなった者に対し、就労自立給付金を支給する。

〔生活保護法・生活困窮者自立支援制度による就労支援事業・就労自立給付金〕

(健康福祉指導課)

子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューを提供することができるよう、就業支援を行う。

〔母子家庭等就業・自立支援センター事業〕 (児童家庭課)

ひとり親世帯等の経済的自立の促進や生活意欲の向上のため、就職支度資金や事業開始資金等の貸付けを実施する。

〔母子父子寡婦福祉資金の貸付〕（児童家庭課）

【再】 働きながら子育てをしている保護者が、安心して働き続けることができ、子どもが遊びや生活を通じて、すこやかに成長・発達できる場として、放課後児童クラブの設置や運営、その経費に対する補助を行う。

〔放課後児童クラブの設置・運営に対する支援〕（子育て支援課）

（２）保護者の就労に係る資格取得への支援

生活保護を受けている者に対し、生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費等を支給する。

〔生活保護法による生業扶助〕（健康福祉指導課）

就職や転職に向けて自主的に職業能力開発を行うひとり親家庭の親に対して、その受講料や生活の負担を軽減するための給付金を支給する。

〔母子家庭等自立支援給付金事業〕（児童家庭課）

ひとり親家庭の親の修学を容易にするため、母子家庭等自立支援給付金のうち「高等職業訓練促進給付金」の受給者に対して、入学準備金・就職準備金の貸付けを行う。

〔ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業〕（児童家庭課）

4 経済的支援

貧困状態にある子どもたちや親にとって、生活基盤の安定に資する経済的支援は非常に重要であり、生活保護、各種の手当、助成や貸付等に関する諸制度について、対象となる世帯の受給や必要な世帯による活用や、活用促進のための相談支援体制の整備が必要です。

< 施策の方向性 >

- ・特に、困窮度の高い世帯にとっては、学用品等にかかる費用が大きな負担となっている一方で、就学援助費について、利用したことがない世帯の中には、利用の仕方やそもそも制度について知らないという家庭があります。就学援助などの支援が必要な世帯に漏れなく活用されるよう周知を図ることや、安価で良質な学用品等を購入できるように工夫するなどの対応が必要です。
- ・経済的支援とその他の様々な支援を組み合わせ、その効果を高めることが重要です。

(1) ひとり親世帯への経済的支援

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため児童扶養手当を支給する。

〔児童扶養手当の支給〕（児童家庭課）

経済的理由や仕事・子育てによる多忙さから医療機関を受診せずに疾病が重症化することを防止するため、ひとり親家庭等の医療費等の助成を行う。

〔ひとり親家庭等医療費等助成事業〕（児童家庭課）

両親の離婚後、子どもの権利である養育費が適切に支払われるよう、養育費取得に向けての相談支援を行う。また、確実に養育費の取り決めがなされるよう、離婚前の相談支援や、近隣での相談を希望する方に対して移動相談を実施する。

〔母子家庭等就業・自立支援センター事業〕（児童家庭課）

(2) その他の経済的支援

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、児童手当を支給する。

〔児童手当の支給〕（子育て支援課）

【再】 貧困の状態にある子どもの就学に係る経済的負担を軽減するため、生活保護を受けている世帯の子どもに対する、小学校及び中学校での教材費やクラブ活動費、給食費等の支給、高等学校等に進学する際の入学料、入学考査料や就学中の授業料、教材費や部活動費用の支給、大学進学等を支援するための一時金の支給、居住する市町村において就学援助制度による就学援助を行うなど、低所得世帯への支援を実施する。

〔生活保護法による教育・生業扶助・進学準備給付金〕（健康福祉指導課）

〔小・中学生の就学援助制度（学用品費等）〕（財務課）

〔小・中学生の就学援助制度（学校給食費・医療費）〕（学校安全保健課）

【再】 意欲と能力のある生徒・学生が、経済状況に関わらず安心して学べるよう、高等学校、大学等に入学及び就学する資金を必要とする場合、生活福祉資金の就学支度費及び教育支援費の貸付を実施する。

〔生活福祉資金貸付制度（就学支援費）〕（健康福祉指導課）

〔生活福祉資金貸付制度（教育支援費）〕（健康福祉指導課）

【再】 特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図る。

〔特別支援教育就学奨励費〕（財務課）

【再】 経済的な理由により、公立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、奨学のための給付金の支給及び奨学金の貸付け、就学支援金（授業料の減免）による支援を実施する。

〔奨学のための給付金〕（財務課）

〔千葉県奨学資金の貸付け制度〕（財務課）

〔高等学校等就学支援金〕（財務課）

〔高等学校等授業料減免制度〕（財務課）

【再】 経済的な理由により、定時制課程（三部制の場合は夜間部）のある県立高等学校での就学が困難な高校生に対し、夕食費の一部を補助する。

〔夜間定時制高等学校夕食費補助事業〕（学校安全保健課）

【再】 経済的な理由により、私立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、授業料等の減免や給付金の支給を行う。

〔私立高等学校等授業料減免事業〕（学事課）

〔私立高等学校入学金軽減事業〕（学事課）

〔私立高等学校等奨学のための給付金事業〕（学事課）

〔私立高等学校等就学支援金〕（学事課）

【再】 高等学校等を途中で退学した子どもが、再度、高等学校等に入学して学び直しをする機会が確保されるよう、私立を含めた定時制高校・通信制高校に関する情報提供の充実を図り、併せて、授業料相当額の経済的支援を実施する。

〔公立高等学校学び直し支援金制度〕（財務課）

〔私立高等学校等学び直し支援金〕（学事課）

【再】 修学にあたり資金が必要なひとり親家庭等の子どもに対して、修学資金等の貸付けを実施する。

〔母子父子寡婦福祉資金の貸付〕（児童家庭課）

【再】 ひとり親世帯等の経済的自立の促進や生活意欲の向上のため、就職支度資金や事業開始資金等の貸付けを実施する。

〔母子父子寡婦福祉資金の貸付〕（児童家庭課）

【再】 就職や転職に向けて自主的に職業能力開発を行うひとり親家庭の親に対して、その受講料や生活の負担を軽減するための給付金を支給する。

〔母子家庭等自立支援給付金事業〕（児童家庭課）

【再】 ひとり親家庭の親の修学を容易にするため、母子家庭等自立支援給付金のうち「高等職業訓練促進給付金」の受給者に対して、入学準備金・就職準備金の貸付けを行う。

〔ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業〕（児童家庭課）

【再】 里親や施設から自立した子どもなどに対し、家賃や生活費、資格取得に必要な費用の貸付を行う。

〔児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業〕（児童家庭課）

【再】 離職等により住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者に住居確保給付金を支給する。

〔生活困窮者自立支援制度による住居確保給付金〕（健康福祉指導課）

【再】 母子世帯、父子世帯及び子育て世帯について、公営住宅に係る優先入居を行うとともに、必要な場合に家賃減免を行う。

〔県営住宅へ入居する際の優遇措置〕（住宅課）

【再】 子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、子どもの疾病に係る医療費について、市町村が行う医療費助成に要する経費に助成する。

〔子ども医療費助成事業〕（児童家庭課）

5 支援につなぐ体制整備

子どもの貧困対策にあたり、行政や民間団体等による支援策を、支援が必要な子ども、家庭につなぐための体制整備が必要です。また、支援につなぐ以前に、まずは支援が必要な子ども、保護者、家庭への「気づき」が必要です。

< 施策の方向性 >

- ・「気づき」の機会は、学校、放課後児童クラブや放課後子供教室、子ども食堂といった地域における民間団体の活動など、様々な場面にあるといえます。
- ・その際、持ち物や外見ではわからない場合、他人の目を気にして貧困であることを本人が隠してしまう場合など、見えづらい貧困があることに留意する必要があります。
- ・次に、「気づき」を「支援」につなげる必要があります。例えば、子ども食堂による支援が、貧困家庭に届いていない場合など、「気づき」と「支援」がつながっていないケースがあるという指摘があります。
- ・特に、学校においてスクールソーシャルワーカーが十分に力を発揮できる環境を整備し、市町村の福祉部門や児童相談所、更には地域と連携する体制を構築することが重要です。
- ・貧困だけでなく、複合的な課題を抱える家庭もあることから、子どもを取り巻く行政機関が、「貧困」に対する当事者意識を持ち連携すること、また専門職同士がお互いの専門性を理解して連携することが求められています。

【再】 支援を必要とする児童生徒に対し、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門性を有する人材を配置し、子どもやその保護者への支援の充実を図る。

スクールソーシャルワーカーの新規配置拠点校には、年度初めに学校訪問を行い、管理職や担当教諭等へ配置の目的や職務について説明を行い、配置校の教職員への周知を図る。

また、いじめや不登校、高校中退等の問題解決のため、関係部局機関、民間支援団体等と連携した取組みの充実を図る。

〔スクールソーシャルワーカーの配置〕（児童生徒課）

〔スクールカウンセラーの配置〕（児童生徒課）

〔教育相談に関する教員の資質向上を図る研修の実施〕（児童生徒課）

家庭教育支援チームの本来の目的（地域の居場所づくり 保護者への学びの場の提供 訪問型家庭教育支援）を重視し、親の孤立化防止、子を持つ親が足を運びやすい場所づくりを目指すとともに、教育と福祉の連携の重要性を踏まえ、「千葉県における家庭教育支援チーム実践モデル」を作成し、その実施を進める。

〔家庭教育支援チームの構築〕（生涯学習課）